

7

民 法

平成 30 年度

問題 46

甲自動車（以下「甲」という。）を所有するAは、別の新車を取得したため、友人であるBに対して甲を贈与する旨を口頭で約し、Bも喜んでこれに同意した。しかしながら、Aは、しばらくして後悔するようになり、Bとの間で締結した甲に関する贈与契約をなかったことにしたいと考えるに至った。甲の引渡しを求めているBに対し、Aは、民法の規定に従い、どのような理由で、どのような法的主張をすべきか。40字程度で記述しなさい。なお、この贈与契約においては無効および取消しの原因は存在しないものとする。

（下書用）

10

15

解答例

書面によらない贈与であり、履行が終わっていないことを理由として、契約の解除をする。(41字)

※総合講義民法・295頁

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例

※法改正により文言の変更が行われ、解答例をそのまま掲載することができなくなったことから、掲載を見送りました。

配点の目安

採点項目	配点	得点
① (AがBとの間で締結した甲に関する贈与契約が) 書面によらない贈与にあたること	8	
② (上記①の契約について) 履行が終わっていないことを主張すべきであること	6	
③ (上記①の契約について) 解除をすることを主張すべきであること	6	
合計点	20	

類型☐ ① 要件型☐ ② 効果型☒ ③ その他**STEP 1 問題文の検討**

「甲自動車（……甲……）を所有するAは、別の新車を取得したため、友人であるBに対して甲を贈与する旨を口頭で約し、Bも喜んでこれに同意した。」とある。そのため、Aは、Bとの間で、甲を目的とする贈与契約を締結したことがわかる。

次に、「しかしながら、Aは、……Bとの間で締結した甲に関する贈与契約をなかったことにしたいと考えるに至った。」とある。このことから、Aは、Bとの間で締結した贈与契約を、なかったことにしたいと考えていることがわかる。しかし、Bは「甲の引渡しを求めている」とある。

これを受けて、本問では、「Aは、……どのような理由で、どのような法的主張をすべきか。」が問われている。

したがって、本問の解答では、①Aがすべき法的主張、②Aがする主張の理由の2つを書けばよい。

STEP 2 知識の抽出☐ 1 はじめに

本問において、Aは、「Aは、……Bとの間で締結した甲に関する贈与契約をなかったことにしたい」と考えている。しかし、Bは、Aに対して、甲の引渡しを求めている。

そのため、Aは、Bからの求めを拒絶したいと考えるはずである。

☐ 2 贈与契約の成否について

では、Aの考えを「法的主張」に引き直すと、どのようなものとなるだろうか。Aの考え・望みに対応するものを検討してみることとする。

まず、本問の事案において、贈与契約が不成立であると主張するの

はどうだろうか。

民法上、贈与契約は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって成立するとされている（民法549条）。

本間の場合、「Aは、……Bに対して甲を贈与する旨を口頭で約し」ている。そして、「Bも喜んでこれに同意し」ている。贈与契約の成立要件をすべて満たしている。

したがって、A・B間において、甲を目的とする贈与契約が問題なく成立しており、Aは、「贈与契約が不成立である」と主張して、甲の引渡しを拒絶することはできない。

□ 3 贈与契約の解除

民法は、「書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。」と規定している（民法550条本文）。A・B間に成立した契約は、「Aは、……口頭で約し、Bも……これに同意した。」とあることから、「書面によらない贈与」に該当する。

したがって、贈与者Aは、贈与契約の解除をすることにより、Bによる甲の引渡しを拒絶することができると考えられる。

もっとも、民法は、「履行の終わった部分については、この限りでない。」と規定しており、書面によらない贈与の解除をすることができなくなる例外を示している（民法550条ただし書）。ただし、本間の場合、Aは、Bとの間において、甲を目的とする贈与契約を締結したのみで、甲の引渡し等債務の履行は行っていない。

よって、Aは、成立した契約が書面によらない贈与であり、履行が終わっていないことを理由として、贈与契約の解除をし、引渡しを拒絶することを主張することができる。

STEP3 解答の作成

□ 1 本問の解答で書くべきことの整理

(1) ① A がすべき法的主張

贈与契約の解除をし、Bによる甲の引渡しの求めを拒絶する。

※ ただし、本問においては、「法的主張」が問われていることから、「Bによる甲の引渡しの求めを拒絶する」の部分は不要である。

(2) ② A がする主張の理由

成立した契約が書面によらない贈与であり、履行が終わっていないから。

□ 2 解答の下書き

成立した契約が書面によらない贈与であり、履行が終わっていないことを理由として、贈与契約の解除をするという主張をする。(58字)

□ 3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

- 「成立した契約が」を削除する。
- 「贈与契約の解除をする」を「契約の解除をする」にする。

成立した契約が書面によらない贈与であり、履行が終わっていないことを理由として、贈与契約の解除をするという主張をする。(49字)

(2) 文意を変えずに字数を減らす

今回は特になし。

(3) 問題文と重複している記述を削除する

- 「契約の解除をするという主張をする。」を「契約の解除をする。」にする。

書面によらない贈与であり、履行が終わっていないことを理由として、契約の解除をする~~という主張をする~~。(41字)